

覚 醒 剤 廃 棄 届 出 書

覚醒剤取締法第 22 条の 2 の規定により覚醒剤の廃棄を届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

山口県知事 殿

廃棄しようとする覚醒剤 の品目及び数量	
廃棄の日時	
廃棄の場所	
廃棄の事由	
参考事項	